

## 出雲市農業委員会（第2期）第35回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)6月26日(月) 午後1時30分から午後3時40分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室  
出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(23名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正
水 壯	石飛 忠宏	渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男
板垣 房雄	今岡 充	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹
青木 敏男	若槻 博美	遊木 龍治		

4 欠席委員(1名)

天野 明浩

5 提出議題

(1) 報告事項

報第120号 会長専決処分の報告

報第121号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第122号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第123号 農地法第43条第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第235号 令和5年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について

議第236号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第237号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第238号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第239号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第240号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第241号 非農地証明について

- 議第242号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
議第243号 出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の  
一部を改正する要綱について

会長あいさつ

## 6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。  
署名委員に2番石飛政樹委員、3番松本尚幸委員を指名する。

議長 本日の議事進行について説明します。本日は、別室に、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、「議第242号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思ひます。

つきましては、まず、報告事項も含め、議第242号以外の議案を審議し、一旦休憩をはさんで、別室にて「議第242号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を審議したいと思ひます。その後農地パトロールに関する合同会を開催したいと思ひます。

それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第120号会長専決処分の報告、報第121号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第122号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第123号農地法第43条第1項の規定による届出について、を一括して報告します。

報第120号会長専決処分について、報告いたします。第34回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条1件については、島根県農業会議第87回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の6月10日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第121号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第121号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らか

な場合は契約終了の手続きができます。

第35回総会 報告事項の1ページをご覧ください。今月は受付番号41番から45番の5件の通知がありました。内訳としては、農地法第3条申請のためが1件、転用申請のためが1件、相对契約への移行が1件、貸人の都合が1件、中間管理機構への移行が1件、となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第122号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第122号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。報告事項の2ページから13ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号57番から81番までの25件でした。権利の取得事由は、25件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号69番、70番はそれぞれ関連する届出です。受付番号59番、65番について、備考欄に、内ため池、内井溝と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。受付番号57番、62番について、それぞれ備考欄に持分4分の1、持分8分の5と書いてありますが、これは被相続人からそれぞれ4分の1、8分の5の持分で農地を相続されました。受付番号63番は、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、6月8日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第123号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

後藤副主任 報第123号についてご説明いたします。報告事項の14ページから17ページをご覧ください。今月は、1件の届出がありました。まず、制度につ

いて簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりません。平成30年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が8.0m以内、軒高が6.0m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。報告事項14ページの受付番号2番です。資料は15ページから17ページをご覧ください。場所は高松町の田1筆です。案内図は15ページです。出建築予定の施設は、長さ13.0m、間口6.5m、棟高3.7m、軒高1.8mのビニールハウスが1棟です。ビニールハウスの面積は計143.00㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床生シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚が16個×2列と空調設備等を設置する計画です。今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることとなります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして6月1日付で通知を出しています。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 他にご質問はございませんか。質問は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第235号 令和5年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。農業振興課柳樂主幹、大瀧副主任、斐川農業事務所小林主事から内容について、説明をお願いします。

柳樂主幹 それでは、農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。本日は第3回変更ですが、これまでに、第1回と第2回で、軽微な変更を行い、4月下旬に第1回42アール、6月中旬に第2回44アールを、農地か

ら農業用施設用地に用途変更しました。本日は第3回変更で資料、案件ともにたくさんございますが、時間の都合もありますので、ポイントとなる部分をご説明申し上げます。

それではまず、出雲農業振興地域整備計画変更理由書（案）をご覧ください。1ページですが、出雲市におきましては、やむを得ずに年2回の農用地利用計画の変更を行うこととしています。今回の変更では、全体で76件、535アールを農用地区域から除外し、2件9アールを編入する計画です。なお、前回は90件、732アールを農用地区域から除外し、1件、18アールを編入しました。2ページをご覧ください。第2 変更計画の概要ですが、これは除外する土地の目的を記載しております。変更理由のところの上から、工場事務所等用地250アール、公用公共用施設用地2アール、一般住宅用地264アール、その他は墓地、駐車場等で19アールとなっています。3ページ、上段（2）は農用地区域に含める土地で、事業の実施が困難になったため編入する農地が9アールとなっています。編入下段（3）は用途区分の変更でございますが、今回の変更はございません。4ページ、上段（4）は農用地利用計画変更総括表です。いちばん左の増減欄をご覧ください。今回の申出により除外する農地の面積が△526アールとなっています。今回は除外が535アール、編入が9アールでしたので、差引526アールの除外になります。右の合計欄の変更後の農地面積は871, 511アールとなります。この表の下、2 農業生産基盤の整備開発計画、3 農業経営規模の拡大及び農用地等農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画、4 農業近代化施設の整備計画等について、今回変更はありません。別紙として、変更土地調書をつけています、これは変更する土地の一覧です。農用地区域の変更申出書に記載された内容を整理したものです。出雲で63件、斐川13件、全体で76件となっています。編入は出雲で2件です。以上で、変更理由書の説明を終わらせていただきまして、次に個別の案件についてご説明させていただきます。個別案件は、主なものについて、モニターを使って資料や現場写真を映写して説明いたします。

事前にお配りした図面資料は3ページから4ページになります。市内の建設業者が、会社の東側、里方町の1種農地1,471㎡の田で、製造した再生クラッシャーランや改良土の製品置場を計画しています。申出地の周辺は、北西から南側にかけては集落団地があり、東側には住宅や事業所が介在する農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺にある不整形な農地であり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。雨水は地下浸透します。畑と隣接する南側には既設擁壁があり、水路の周囲は影響がないよう隔離するので、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は5ページから6ページになります。学校法人が、里方町の1種農地1, 340㎡の田で、保護者送迎用の駐車場51台分を計画しています。申出地の周辺は、東側には学校施設、北側には国道バイパスがあり、南西側には大規模な農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺の角地にある営農形態の異なる農地であり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。雨水は集水桝を経て南側道路側溝に排水するため、周辺農業施設に影響はありません。自家用車で生徒の送迎をする保護者が増加し、既存駐車場に入れられない車両で渋滞することが交通安全上問題となっており、警察から再三の改善指導を受けていることから、学校周辺で場所を選定されています。代替地として同じ町内の非農地を検討しましたが、他用途に利用されているうえ、道路横断の安全確保が困難であり、学校周辺は1種農地ばかりで2種農地、3種農地はなく、断念したため、やむを得ないと判断します。

次の図面は11ページから12ページになります。市内の建築業者が、高岡町の1種農地1, 459㎡の田で10世帯が入る2階建て1棟、8世帯が入る2階建て1棟、駐車場27台分のアパート建築を計画しています。申出地は、南・西側は事業所や住宅団地に接し、東側は田1枚を挟んで店舗敷地となっています。北側には大規模な農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺にある農地であり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。生活排水は合併浄化槽で処理後既存の東側排水路に、雨水は集水桝を経て既存の東側排水路に排水します。田と接する北・東側には擁壁を設置するので、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は15ページから16ページになります。市内の不動産業者が、高岡町の街区形成区域の2種農地1, 403㎡の田で8世帯が入る2階建て2棟、駐車場24台分の貸集合住宅を計画しています。申出地は、県道斐川出雲大社線の沿線近くにある街区形成区域内にある周囲を住宅や事業所に囲まれた広がりがない農地で、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。生活排水は合併浄化槽で処理後、既存の西側排水路に、雨水は集水桝を経て既存の西側排水路に排水します。周囲は擁壁により土留めをするため、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は23ページから24ページになります。市内の水道・空調設備工業者が、高岡町の1種農地2, 290㎡の田でショールーム併設の事務所と駐車場を計画しています。申出地の周辺は、県道斐川出雲大社線の沿線近くの住宅、事業所、店舗などが立ち並ぶ場所で、西側には住宅が介在する中規模の農地の広がりがありますが、申出地はその縁辺にあり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。事業排水は合併浄化槽で処理後既存の東側道路側溝に、雨水は既存の東側及び西側排水路に排水します。農地

と接する西側には擁壁を設置し土留めするため、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は39ページから40ページになります。市外に本社があり、市内に支店を構える宅建業者が白枝町の1種農地2,672㎡の田で245㎡から252㎡の9区画で建売分譲を計画しています。申出地の周辺は都市計画用途地域に近く、事業所や住宅に囲まれた広がりがない農地で、西側には田の団地が広がっていますが、申出地はその縁辺の角地にあり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。前面道路は申出地東側にある幅員4.0mの市道四絡261号線です。建売分譲の前面道路は原則幅員6.0m以上ですが、住宅が連担する生活道路は4.0m以上で可としています。生活排水は合併浄化槽で処理後、既存の西側排水路に排水するため、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は43ページから44ページになります。市内の土木建築業者が、会社から300mほど離れた街区形成区域の2種農地2,233㎡の田で砕石や真砂土等の資材置場を計画しています。申出地の周辺は、県道出雲大社線の沿線に位置する街区形成区域内の広がりがない農地で、北・東側は公共施設や事業所、西側には集落や浜山公園があります。浜山公園内道路を挟んだ南側には田やブドウ畑の団地がありますが、申出地はその縁辺にある営農形態の異なる農地であり、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。雨水は南側排水路に排水します。北側の排水路上に進入路を設けますが、可変側溝を設置し、通水を確保するので周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は71ページから72ページになります。市内の宅建業者が、芦渡町の1種農地3,389㎡の田で233㎡の12区画で建売分譲を計画しています。申出地の周辺は、宅地に囲まれた広がりがない農地で、北側には田の団地がありますが、申出地は排水路を挟んで西側の縁辺にある場所で、申出地西側にある小規模の畑とは営農形態が異なるため農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。前面道路は申出地南側にある幅員10.0mの市道古志神門線です。生活排水は合併浄化槽で処理後、既存の東側排水路に排水し、周囲は擁壁で土留めをするので、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は81ページから82ページになります。市内の宅建業者が、下古志町の1種農地2,406㎡の田で232㎡の9区画で建売分譲を計画しています。申出地の周辺は、北・西側には住宅がある広がりがない農地で、南側から東にかけては田の連坦があるが、申出地はその縁辺にあり、また、出張った部分のある不整形な農地であるため、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。前面道路は、申出地西側にある幅員4.9mの市道

神門 38 号線です。生活排水は合併浄化槽で処理後、既存の東側排水路に排水し、周囲は擁壁で土留めをするので、周辺農業施設に影響はありません。

次の図面は 93 ページから 94 ページになります。ペット葬祭業を行う会社が、西谷町の 2 種農地 2, 802 m<sup>2</sup> の田畑でペット斎場、供養霊園を計画しています。事業整備は、平成 26 年から無断で行われており、今回は追認案件となります。申出地の周辺は、中山間地域の山林に囲まれた広がりのない農地で、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。生活排水はなく、雨水は地下浸透し、雨量が多いときは道路沿いの排水溝へ排出するので、周辺農業施設に影響はありません。斎場・霊園であるため集落から離れていることが必要ですが、必要面積を確保できる非農地、3 種農地はなく、申出地以外に代替できる土地はなかったため、やむを得ないと判断します。

次の図面は 107 ページから 108 ページになります。佐田町一窪田の一般社団法人が、神戸川沿いの 2 種農地 3, 028 m<sup>2</sup> の田で、カヌーもできるグランピング場を計画しています。カヌー格納庫については、以前より無断で設置されており、今回は一部が追認となります。申出地は、神戸川左岸堤防すぐ近くで、北側には山林があり、段差で棚田状になっている広がりのない農地で、農地の集団化、農作業の効率化に支障はありません。トイレ等の排水は農業用集落排水に接続し、雨水は地下浸透するので、周辺農業施設に影響はありません。

小林主事

斐川分の除外申出についてご説明します。土地変更調書の 4 ページをご覧ください。斐川地域の 2 月に提出された申出は 13 件、そのうち建売分譲や集合住宅建築の事業計画のものはありませんでした。今回は 1 件の申出についてご説明いたします。

整理番号は 8 番、資料は 141, 142 ページをご覧ください。こちらは市内と松江市において自動車整備・販売事業を行う事業者で、斐川町上庄原に自動車整備工場を設置する申出になります。画面は申出地位置図になります。黄色の部分が申出地、赤色の部分が申出地西側の非農地を含む全体の事業計画面積で田 2, 242 m<sup>2</sup> となります。事業計画者は出雲市内や松江市で同様の事業を行う店舗を 3 つ経営していますが、既存店舗の老朽化に加え、自動車分野の先進技術に対応し、顧客の需要に応えられる新たな修理工場を出雲と松江の交通の要衝であり、日中の交流人口が多い斐川地域の国道沿いで行うことを考え、申出地を選定しています。続いて申出地の航空写真と、北西側からの現況写真になります。申出地周囲の状況は、北側は国道、東側は宅地です。南側と西側にはある程度の田の広がりがありますが、申出地周囲には複数の住宅が介在し、南に広がる農地への大きな進出はないため農地



の集団化、農作業の効率化に支障はないと考えられます。続いて事業計画図及び排水図です。事業内容は申出地北東の非農地の一部分を含む2,570㎡を全体の計画面積として、西側に事務棟と自動車整備、車検等を行う自動車修理工場、中央北側から国道からの進入路、東側に修理・車検車両及び職員車両の駐車場24台分を設置する計画となります。排水についてですが、生活排水と自動車整備等により発生する汚水排水は、申出地南西部の整備汚水に対応した合併浄化槽により処理し、申出地西側の排水路から排水します。また、南側農地との境界線上に土留めブロックを施工することにより、駐車場等からの雨水排水は南側を經由して西側排水路に排水する計画であり、周辺農業施設に影響はありません。転用許可条項は施行規則第35条第4号(1種農地)国・県道の沿道又はインターチェンジの周囲おおむね300m以内の区域に設置される流通業務施設になります。

柳樂主幹 続いて編入について説明します。図面は153ページから154ページになります。荒茅町758㎡の畑について、平成19年2月に資材置場として除外しましたが、除外を受けた事業計画について、実施することが困難となったため農用地に編入するものです。

次の図面は155ページから156ページになります。上塩冶町162㎡の田について、令和4年3月に個人住宅兼工房として除外しましたが、事業計画の縮小により不要となった一部の農地を農用地に編入するものです。

農振法の除外要件は、農業振興地域整備の達成に支障が無いようにとの観点から設けられているものであり、除外要件については、関係機関と連携し慎重に審査したところがございますので、今回の変更案はやむをえないものと考えています。個別の案件につきましては、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 私から質問させていただきます。かなりの無断転用の案件がありますが、この案件の扱いはどうなりますか。

柳樂主幹 変更土地調書の無断転用の欄に黒丸があるものが、無断転用の案件であります。無断転用であるからといって、それのみをもって除外転用を認めるというものではありません。それぞれの要件を確認し、やむなしという判断をしているところです。

山田次長 農業委員会としては、除外申請が終わりましたら転用申請を行われることとなります。その段では、顛末書を提出させ、指導を行うこととしています。除外の審査の中でも違反転用の内容等を確認しており、事業者から経緯等を確認しているところです。そういった機会に農地法に違反することがないように指導を行うこととしています。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。転用の許可要件の中で街区形成という要件がありましたが、これはどういったものですか。

山田次長 街区形成区域とは今後市街化が見込まれる区域において認めている要件で、県道斐川出雲大社線の高岡町等で認めている地域になります。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第235号 令和5年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第235号 令和5年度第3回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を承認いたします。

議長 続いて、議第236号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 議第236号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、6月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の利用権設定合計とあります表の賃借権の行をご覧ください。設定の合計は30筆、38,173㎡、うち新規の設定が11筆、11,232㎡、再設定が19筆、26,941㎡です。この内訳につきましては、同じ2ページの別表①の表の総計の欄の

一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が、3筆、696㎡、中間管理事業分の合計が、27筆、37,477㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計とあります表の使用貸借権の行をご覧ください。設定の合計は239筆、252,846.67㎡、うち新規の設定が27筆、36,217㎡、再設定が212筆、216,629.67㎡です。

この内訳につきましては、3ページの別表②の総計の欄の一番下の合計の欄をご覧ください。相対分の合計が、46筆、44,157㎡、中間管理事業分の合計が、193筆、208,689.67㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計とあります表の総計の欄の合計の行をご覧ください。269筆、291,019.67㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議 長        それでは、議題となっております議第236号のうち、7件が農業委員関与案件となります。その内、12番石飛忠宏委員の関与案件が8ページの93番～96番、となります。それでは、12番石飛忠宏委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番石飛忠宏委員が除斥となります。

議 長        本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長        質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第236号のうち12番石飛忠宏委員の関与案件4件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長        挙手全員と認めます。よって、12番石飛忠宏委員の関与案件4件を承認します。ここで石飛忠宏委員の除斥を解除いたします。

議 長        次に、16番塩野一男委員の関与案件が15ページの115番、となります。それでは、16番塩野一男委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番塩野一男委員が除

斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第236号のうち16番塩野一男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、16番塩野一男委員の関与案件1件を承認します。ここで河原委員の除斥を解除いたします。

議長 次に、9番松井幸男委員の関与案件が43ページの179番、180番となります。それでは、9番松井幸男委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番松井幸男委員が除斥となります。

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第236号のうち9番松井幸男委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、9番松井幸男委員の関与案件2件を承認します。ここで松井委員の除斥を解除いたします。

議長 続きまして、議第236号のうち、先ほどの先議案件7件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第236号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第236号のうち、先議案件7件を除くすべての案件について承認します。

議長 次に、議第237号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議

題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事

それでは、議第237号 農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第35回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が20件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから5ページをご覧ください。

受付番号25番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、従来からの耕作者であり、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がこれまで通り野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号26番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号27番と28番は、譲受人が同じですので併せて説明します。譲渡人は、それぞれ就労および高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、ナスやトウモロコシ等の野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号29番について説明します。譲渡人は、県外外在住による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が梅や栗等の果樹を栽培される計画です。

つづいて受付番号30番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号31番について説明します。譲渡人は、就労による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が玉ねぎ等の野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号32番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が桃や野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号33番について説明します。譲渡人は、県外外在住による耕作不便のため、従来からの耕作者であり、申請地周辺地域で営農を行っている受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻や野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号34番について説明します。譲渡人は、相手方の要望

により、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号35番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、玉ねぎ、大根などの野菜やいちじくを栽培される計画です。

つづいて受付番号36番と37番は、譲受人が同じですので併せて説明します。譲渡人は、それぞれ目が不自由であること、および高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が里芋等を栽培される計画です。

つづいて受付番号38番について説明します。譲渡人は、先代と譲受人の売買契約に基づき、従来からの管理者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜や果樹を栽培される計画です。

つづいて受付番号39番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がエンドウ豆やキャベツ等の野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号40番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人がぶどうや柿、ビワを栽培される計画です。

つづいて受付番号41番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が自身で経営するそば店で使用するネギを栽培される計画です。

つづいて受付番号42番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が自身で経営する飲食店で使用する白菜やナス、カボチャ、玉ねぎ等を栽培される計画です。

つづいて受付番号43番と44番は、譲受人が同じですので併せて説明します。譲渡人は、それぞれ就労および高齢による労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

以上、受付番号25番から44番については、6ページから9ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議長　それでは、議題となっています議第237号のうち、3件が農業委員関与案件となります。その内、12番石飛忠宏委員の関与案件が、4ページの36番、37番となります。それでは、12番石飛忠宏委員の関与案件2件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番石飛忠宏委員が除斥となります。

議長　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第237号のうち12番石飛忠宏委員の関与案件2件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員と認めます。よって、12番石飛忠宏委員の関与案件2件を承認します。ここで石飛忠宏委員の除斥を解除いたします。

議長　次に、13番渡部靖司委員の関与案件が、5ページの44番となります。それでは、13番渡部靖司委員の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、13番渡部靖司委員が除斥となります。

議長　本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第237号のうち13番渡部靖司委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手多数と認めます。よって、13番渡部靖司委員の関与案件1件を承認します。ここで渡部委員の除斥を解除いたします。

議長　続きまして、議第237号のうち、先ほどの先議案件3件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第237号のうち、先議案件3件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第237号のうち、先議案件3件を除くすべての案件について承認します。

議 長 次に、議第238号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 それでは、議第238号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。第35回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、4件の申請がありました。議案書は10ページ、参考資料は1～8ページをご覧ください。今月は、7月に開催予定の第88回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。また、説明案件もありません。

今月は追認の案件が2件あります。受付番号9番の案件は、50年前から通路敷地として利用していたものです。受付番号10番の案件は、先代の頃から農業用倉庫として利用していたものです。この度墓地を建設するにあたり倉庫を取り壊して土地を利用する計画です。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号7番から10番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第238号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第238号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第239号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第240号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。



ます。

後藤副主任 議第239号について、ご説明いたします。議案書の11ページから14ページ、説明資料の1ページから3ページ、参考資料の9ページから44ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が12件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が3件の合計18件の申請がありました。なお、受付番号45番については、6月20日に取り下げ願いが提出されたため、欠番としています。議案書欄外左に丸印をつけている4件について、7月に開催予定の第88回常設審議委員会に諮問する予定です。説明案件はございません。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第240号について、ご説明いたします。今月は、所有権の移転が2件の合計2件の申請がありました。議案書は15ページ、参考資料は15ページから16ページ、27ページから28ページになりますが単独での説明案件はございません。以上、議第239号の18件及び議第240号の2件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号18番の今岡です。受付番号54番について追認案件で完了が令和7年7月31日とご説明がありましたが、間違いはありませんか。

後藤副主任 間違いありません。本来であれば転用許可の後で造成を行う必要がありますが、親族から借りて行う転用ということもあり申請時に造成まで行っておられました。今後個人住宅の建築があるため転用完了予定日が令和7年となっておりますが、追認案件として処理したものです。

今岡委員 わかりました。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、それでは、議第239号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第240号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第239号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第240号を決定いたします。

議 長 それでは、議第241号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第241号、非農地証明の申請について説明します。議案書の16ページ及び説明資料4ページ、5ページをご覧ください。今月は1件の申請がありました。

受付番号6番について説明いたします。申請地については議案書16ページに載せております。また説明資料の4ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料5ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は6月9日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 石飛忠宏委員さんいかがですか。

石飛忠宏委員 議席番号12番の石飛です。先ほど事務局から説明があったとおりです。補足はありません。

議 長 事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第241号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第241号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 次に、議第243号出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第243号出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について説明させていただきます。別紙議案書をご覧ください。この要綱の中に農地利用最適化推進委員の選考に係る内容を定めています。その中で、応募者の要件として市の職員は応募できないこととしています。その市の職員は地方公務員法で定める一般職員と規定していました。そこには、臨時職員、現在の職名で会計年度任用職員は含まれていませんでした。しかし、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員を一般職に加える改正が行われました。そこで、応募できない市の職員から会計年度任用職員を除くため、改正を行うものです。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第243号出雲市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第243号について承認いたします。

議 長 ここで、一旦休憩とし、会場の移動をお願いします。会場は1階のくにびき大ホールです。なお、再開は、15時30分の予定です。

議 長 それでは、時間になりましたので、議事を再開します。本日は、農地利用最適化推進委員にもご出席いただいておりますので、初めに、「議第242号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を審議します。これには、農地利用最適化推進委員の方にもご意見をいただきたいと思っております。それでは、議第242号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

山田次長 それでは、議第242号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明させていただきます。別紙議案の2ページをご覧ください。農業委員会は年度初めに年間目標を定め、年度終了後に実施状況をホ

ホームページ等で公開することとされています。本年4月に活動目標をご承認いただき、公表したところですが、本日は令和4年度の実施状況についてまとめさせていただきますので、ご説明させていただきます。

2ページには、農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要を記載しています。ご確認ください。3ページをご覧ください。最適化活動の成果目標のうち、農地の集積についてです。現状は、管内農地面積7,700haのうち集積面積が4,385haで集積率56.9%だったところ、令和5年度末までの2年間に集積率を県目標の67%とする目標を立てさせていただきました。令和4年度末時点では、新規集積面積を387haで、集積率を62%とする目標でした。実績としては、新規集積面積が85haでしたが、農地面積が7,670haと減ったこともあり、集積率は58.3%で達成状況は94%になりました。平坦部では高い集積率を達成できていますが、中山間部では、耕作条件や担い手不足などの影響で集積率が伸びない状況でした。

遊休農地の発生防止・解消については、緑区分の遊休農地が50ha、黄区分の遊休農地が33haという現状のところ、令和3年度の新規発生緑区分の遊休農地13haと以前の遊休農地を5年かけて解消する分として10haの解消を目標としていました。実績としては、緑区分の解消面積は、5haで、新規発生分の解消は6haでした。利用意向状況等については予定通り行ったところです。

新規参入の促進については、権利移動面積の10分の1の面積を新規就農者への貸付可能土地として公表するという目標でしたが、公表等がうまくいかず公表できた面積は0でした。

令和4年度からは、見回りや声掛けの活動を報告対象としたことにより、推進委員等が最適化活動を行う目標日数は10日としたところです。

活動強化月間については、7月～9月の3回設定し、目標通り実施したところです。

新規参入相談会への参加については、令和4年11月20日に県が主催するしまね就農相談会に参加し、6名の相談がありました。

これらの活動を受け、国が定める基準に照らし合わせると「目標に対し期待を大きく上回る結果が得られた」方は3人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」方が11人、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」方が84人という結果でした。農業委員会全体としては「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果でした。本日承認をいただければ、この内容をホームページで公表したいと思います。説明は以上です。

議 長       ご質問、ご意見はございませんか。

議 長       質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第242号令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認される農業委員の挙手を求めます。

議 長       挙手全員と認めます。よって議第242号について承認いたします。

議 長       予定していた議事は終了しました。  
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 3 時 4 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、後藤副主任、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

農政企画係 柳樂主幹、大瀧副主任

斐川農業事務所 小林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---